



蒲郡市民病院では、9月2日より麻酔科・ペインクリニックを開設しています。ペインクリニックとは、痛み（ペイン）を、診療（クリニック）するところです。

本来、痛みというのは病気やケガの中の一症状なので、その原因治療を行っていれば痛みも軽くなるはずなのですが、ときには原因治療よりも先に、痛みに対処しないといけない病気もあります。

帯状疱疹に伴う痛みやその後に残る帯状疱疹後神経痛、顔がひどく痛む三叉神経痛などがそれに当たります。ほかにも、骨折やケガ・手術などがもとで生じる頑固で激しい神経痛（これらは反射性交感神経性萎縮症とかカウザルギーと呼ばれる）

蒲郡市民病院・麻酔科部長 ◆ 洪 淳憲

ペインクリニック開設しています



す)や、原因が分かっているにもかかわらずなかなか治らない腰下肢痛、他の科で行われる通常の鎮痛療法には反応しない難治性の痛み、がんによる痛みなど。

麻酔科・ペインクリニックでは、こうした痛みを主に訴えている広範囲な病気に対して、神経ブロック療法を中心、点滴や飲み薬と言った薬物療法、理学療法なども含めたいろいろな治療法を組み合わせて、さまざまな痛みの緩和をはかっていきます。

痛みでお悩みの方、どうぞ痛みを我慢することなく、ぜひ一度、市民病院の麻酔科・ペインクリニックを訪ねてみてください。火曜日と金曜日の午前9時より11時まで開いております。



サービスの利用ができる方

○第1号被保険者

65歳以上の方で、入浴、排泄、食事などで介護が必要な方や家事、身じたくなど日常生活に支援が必要な方

○第2号被保険者

医療保険に加入している40歳から64歳までの方で、初老期の痲ほう、脳血管疾患などの特定疾病（15種類の病気）に該当し、介護や支援が必要となった方

申請から認定まで

①申請

長寿課へ介護保険の保険証（第2号被保険者の方は医療保険証）を添えて、要介護認定の申請をします。申請にあたっては、主治医にも連絡してください。本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や介

問合先 長寿課 ☎66・1176

介護保険サービスの利用のしかた

介護保険施設に申請を代行してもらったこともできます。

②調査

訪問調査 調査員が家庭などを訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。また、家族の方からもご意見を聞かせていただきます。

主治医の意見書 市から主治医へ依頼し、傷病や心身の状態を記載していただきます。

③審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家で構成）で審査し、要介護度が判定されます。

④認定・通知

原則として申請から30日以内に、長寿課から認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。認定を受けた方は、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）を選んで、介護サービス計画（ケアプラン）を作ってもらい、介護サービスの利用をします。